

## 浜松市火災残材物の搬入に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市一般廃棄物処理実施計画に基づき、火災残材物の市の処理施設への搬入及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例第32条に基づき、火災残材物に係る一般廃棄物処理手数料の減免に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内の居住の用途に供される建物をいう。
- (2) 火災残材物 住宅及びその住宅内にある家財が火災により、り災した場合に発生する残材物をいう。

### (搬入基準)

第3条 火災残材物の種類、その詳細、搬入先その他の火災残材物の搬入に関し必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

### (申請)

第4条 り災した住宅の居住者又は当該居住者の親族その他市長が認める者で、当該り災による火災残材物を搬入しようとする者は、事前に火災残材物搬入承認申請書(第1号様式)に火災の発生した区域を管轄する消防署長の発行するり災証明書を添付して、市長に申請しなければならない。

### (承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、5日以内(ただし、閉庁日を除く。)にこれを審査し、適当と認める場合には、火災残材物搬入承認書(第2号様式)を交付する。

### (減免の決定)

第6条 前条の承認書をもって、減免の決定とする。

### (承認の取消し等)

第7条 市長は、搬入承認を受けた者が、この要綱の条件に違反した場合は、第5条の承認を取り消すことができる。

- 2 前項により取消しを受けた者が損害を受けることがあっても、市は、その責を負わない。

### (遵守事項等)

第8条 火災残材物の搬入承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災残材物の搬入にあたっては、各処理施設で定められた搬入基準を遵守すること。
- (2) 火災残材物を搬入するときは、事前に各処理施設に連絡すること。ただし、搬入先が受け入れられない場合は、市長の指示に従うこと。
- (3) 承認を受けた火災残材物以外のものを搬入しないこと。
- (4) 火災残材物を各処理施設に搬入するときは、火災残材物搬入承認書を提示すること。
- (5) 搬入が終了したときは、その旨を各処理施設に連絡すること。

(一般廃棄物の搬入の承認の申請における特例)

第9条 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第4条の申請書の提出に関する規定は、同条但し書きの規定により、本要綱に基づく火災残材物の搬入の場合は、適用しない。

(一般廃棄物処理手数料の減免の申請における特例)

第10条 規則第17条第2項の申請書等の提出に関する規定は、同条但し書きの規定により、本要綱に基づく火災残材物の搬入の場合は適用しない。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 火災残材物の発生地域及びごみの種類、搬入先

(1) 中区・東区・西区・南区・北区（旧浜松北地域自治区）

ごみの種類	詳細	搬入先
もえるごみ	<b>もえる素材で長さ60cm未満のものが対象（※）</b> ・資源化できない紙類、布類 ・硬質プラスチック類 ・軟質プラスチック類	西部清掃工場 南部清掃工場
連絡ごみ （注）廃ふとん類に限る。	<b>廃ふとん類が対象</b> ・ふとん（羽毛ふとんは、「もえるごみ」、毛布 ・じゅうたん、カーペット （注）「もえるごみ」とは別にして指定された場所に搬入すること。	南部清掃工場
もえないごみ	<b>もえない素材で長さ60cm未満のものが対象（ガラス・陶器類は除く）（※）</b> ・オーブントースター、電話、鍋、ラジカセ、時計など	平和最終処分場
	<b>60cm未満のガラス・陶器類が対象（※）</b> ・コップ、食器、鏡、植木鉢など	
連絡ごみ （注）廃ふとん類を除く。	<b>長さ60cm以上のものや堅固な素材を使用しているものが対象</b> ・家具、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ガステーブルなど <b>灰になっているものが対象</b> ・家財などの灰	

※ 連絡ごみを除く。

(2) 北区（旧細江地域自治区・旧引佐地域自治区・旧三ヶ日地域自治区）・天竜区

ごみの種類	詳細	搬入先
もえるごみ	<b>もえる素材で長さ60cm未満のものが対象（※）</b> ・資源化できない紙類、布類 ・硬質プラスチック類 ・軟質プラスチック類	西部清掃工場 南部清掃工場
連絡ごみ （注）廃ふとん類に限る。	<b>廃ふとん類が対象</b> ・ふとん（羽毛ふとんは、「もえるごみ」、毛布 ・じゅうたん、カーペット （注）「もえるごみ」とは別にして指定された場所に搬入すること。	南部清掃工場

もえないごみ	もえない素材で長さ60cm未満のものが対象(ガラス・陶器類は除く)(※) ・オーブントースター、電話、鍋、ラジカセ、時計など	引佐最終処分場
	60cm未満のガラス・陶器類が対象(※) ・コップ、食器、鏡、植木鉢など	
連絡ごみ (注) 廃ふとん類を除く。	長さ60cm以上のものや堅固な素材を使用しているものが対象 ・家具、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ガステーブルなど	
	灰になっているものが対象 ・家財などの灰	

※ 連絡ごみを除く。

(3) 浜北区

ごみの種類	詳細	搬入先
もえるごみ	もえる素材で長さ60cm未満のものが対象(※) ・資源化できない紙類、布類 ・硬質プラスチック類 ・軟質プラスチック類	西部清掃工場 南部清掃工場
連絡ごみ (注) 廃ふとん類に限る。	廃ふとん類が対象 ・ふとん(羽毛ふとんは、「もえるごみ」)、毛布 ・じゅうたん、カーペット (注)「もえるごみ」とは別にして指定された場所に搬入すること。	南部清掃工場
もえないごみ	もえない素材で長さ60cm未満のものが対象(ガラス・陶器類は除く)(※) ・オーブントースター、電話、鍋、ラジカセ、時計など	浜北清掃センター
	60cm未満のガラス・陶器類が対象(※) ・コップ、食器、鏡、植木鉢など	
連絡ごみ (注) 廃ふとん類を除く。	長さ60cm以上のものや堅固な素材を使用しているものが対象 ・家具、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ガステーブルなど	浜北清掃センター
	灰になっているものが対象 ・家財などの灰	

※ 連絡ごみを除く。

## 2 搬入時の注意事項

- (1) 「もえるごみ」「もえないごみ」については、「浜松市指定袋に関する要綱」に定める浜松市指定袋を使用すること。
- (2) ごみの種類によって処理方法が異なるので、上記の表の「詳細」ごとに分別し、別の浜松市指定袋に入れること。(例:「もえないごみ」の「オーブントースター、電話、鍋、ラジカセ、時計など」と「コップ、食器、鏡、植木鉢など」は別の浜松市指定袋に入れること。)

## 3 搬入できないもの（一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系一般廃棄物の分別区分以外のもの）

- ・家電リサイクル対象品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン等）
- ・パソコン
- ・建物基礎部分、燃え残った建設廃材などの産業廃棄物
- ・資源化できる紙類、布類
- ・その他、市では処分できないもの（最も長い辺・直径等が60cm以上の太陽光パネル、FRP製品、ピアノ、消火器、バッテリー、タイヤ、農薬等）

## 4 搬入車両

火災残材物を搬入する際に使用する車両は、ダンプ車・トラック等の搬入物が確認できる車両とすること。

## 5 搬入先の連絡先及び搬入日時等

- ・搬入する前に、当日分の搬入量を搬入先に連絡してから搬入すること。
- ・「火災残材物搬入承認書」（写し可）を必ず持参すること。
- ・土曜日、日曜日、祝日は搬入できない。

搬入先	所在地	連絡先	搬入時間
西部清掃工場	西区篠原町 26098-1	TEL 440-5374	8時30分～12時 13時～16時
平和最終処分場	西区平松町 77	TEL 487-1131	8時30分～12時 13時～15時
南部清掃工場	南区江之島町 1715	TEL 425-3680	8時30分～12時 13時～16時
引佐最終処分場	北区引佐町三岳 610-3	平和清掃事業所 TEL 487-1131	9時～11時30分 13時～15時
浜北清掃センター	浜北区永島 954	TEL 586-8686	8時30分～12時 13時～16時

第1号様式（第4条関係）

年 月 日
(あて先) 浜松市長
住所 _____
氏名 _____ 印
連絡先 _____
<p>火災残材物搬入承認申請書</p> <p>下記のとおり、火災残材物を搬入したいので申請します。</p> <p>記</p>

り災場所			
り災した建物の種類	用 途	構 造	建物の総面積
	1 住宅 2 住宅兼事業所等	1 一階建 2 二階建 3 その他 ( )	m <sup>2</sup>
り災の状況	1 全焼 2 半焼 3 一部火災 4 その他 ( )		
火災残材物の搬入	搬入先	数量	搬入予定期日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
搬入者	住所（所在）		
	氏名（名称）	電話番号	
添付書類	り災証明書		
確認事項	り災した建物は、市内の居住の用途に供される建物であることに相違ありません。		

第2号様式（第5条関係）

受付番号 _____ 年 月 日			
住 所 _____			
氏 名 _____ 様			
浜 松 市 長			
火災残材物搬入承認書			
下記のとおり、火災残材物を搬入することを承認します。			
記			
り災場所			
り災住宅の 種類	用 途	構 造	建物の総面積
	1 住宅 2 住宅兼事業所等	1 一階建 2 二階建 3 その他（ ）	m <sup>2</sup>
り災の状況	1 全焼 2 半焼 3 一部火災 4 その他（ ）		
火災残材物 の搬入	搬入先	数量	搬入予定期日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
		トン車で 車分	自 年 月 日 至 年 月 日
搬入者	住所（所在）		
	氏名（名称）	電話番号	
搬入対象物	市内の居住の用途に供される建物（以下「住宅」という。）及びその住宅内にある家財が火災によりり災した場合に発生する残材物を対象とする。		
承認条件	下記の条件により搬入を承認します。 1 浜松市火災残材物の搬入に関する要綱の規定を遵守すること。 2 各処理施設の搬入基準、搬入日、搬入時間を遵守すること。 3 搬入の際は、事前に処理施設等へ連絡すること。 4 各処理施設へ搬入するときは、火災残材物搬入承認書を提示すること。 5 搬入物は、完全に消火されていること。		
承認の 取消し	浜松市火災残材物の搬入に関する要綱の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すことができるとともに、その取消しを受けたものが損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。		